

個別の配慮が必要な園児への対応の現状と課題について

— 東京都の公立保育所における実態調査から —

The current issues of support for nursery school children with special needs

— From the investigation in public nursery in Tokyo —

半澤嘉博（東京家政大学）

渡邊健治（東京学芸大学）

田中 謙（東京学芸大学大学院博士課程）

山本真祐子（東京都立矢口特別支援学校）

Yoshihiro HANZAWA (Tokyo Kasei University)

Kenji WATANABE (Tokyo Gakugei University)

Ken TANAKA (Tokyo Gakugei University Doctoral Course)

Mayuko YAMAMOTO (Yaguti Public Special School)

要 旨

発達障害の子どもへの教育的対応においては、早期発見・早期対応が重要である。しかし、発達障害の障害特性などにより対応が遅れてしまうことが少なくない。本研究では、東京都の公立保育所を対象に、発達障害の園児に対する対応の現状を調査した。その結果、保育所入園以前から気になっている園児が数多くいること、入園後1ヶ月以内に保育士などによって気づかれる園児が多いこと、保健所等他機関との連携が成果をあげていること、保育士に対する専門性の研修が必要であることなどの実態が明らかとなった。これらの結果をもとに、保育所における受け入れ態勢や早期発見・早期支援体制を構築するための環境整備の在り方について考察した。

Abstract

Early awareness of and care for the children with special needs are important. However, it is not rare for starting support, due to the children's characteristics of developmental disability, etc.

In this research, the present condition of the support for the children with special needs was investigated in the public nursery in Tokyo.

As a result, there are many children who need special care, noticed by the parents or childcare workers before entering nursery, there are many children noticed by childcare worker etc. within one month after entering, these children shown good results due to cooperation with other organizations, and the childcare workers have required specialized training.

Finally the state of environmental management for early awareness and support organization in a nursery were considered.

キーワード：発達障害 早期発見・早期対応 保育所 他機関との連携 環境整備

Key words : Children with special needs, Early awareness and care, Nursery care,
Cooperation with other organizations, Environmental management

1. はじめに

平成19年6月改正の学校教育法において、全ての学校で発達障害を含む障害のある子どもや個別の支援が必要な子どもへの指導や支援を行う特別支援教育が規定された。また、19年4月に文部科学省から発出された「特別支援教育の推進について」(通知)では、各学校における特別支援教育の推進や特別支援教育体制の整備などに関する具体的な対応についての通知がなされ、学校教育における特別支援教育の推進に拍車がかかったところである。

特別支援教育の中で新たな対象となった発達障害の子どもへの教育的対応においては、早期発見・早期対応が重要であることは言うまでもない。改訂された幼稚園教育要領や、初めて告示された保育所保育指針においても、発達障害を含む障害のある子どもの早期発見や早期対応等についての取り組みの重要性が示されている。

しかし、発達障害については、その障害特性から3～4歳以降に学習面や集団行動面での特徴や課題が顕在化することが多い。従って、それまでは「気になる子」などとして、保護者や保育士などが個別の支援の

必要性を感じながらも、対応が遅れてしまうことが少なくなかった。

このような状況の中、発達障害の早期発見・早期対応に関して、その必要性和重要性から、全国で様々な取り組みがなされている。平成17年4月に施行された発達障害者支援法などに基づき、乳幼児健診の実施に関しては、乳幼児健診の中での発達検査等を導入している地区や、5歳児健診を実施している地区などが増えて、早期発見・早期対応がなされたり、小学校入学の事前準備等が行われたりしている地域も増えてきている。

また、幼稚園や保育所での対応状況については、国立特別支援教育総合研究所(2007;2008)¹⁾²⁾が、「特別支援教育体制推進モデル事業」の指定地域における発達障害の発見・支援に関する基礎資料をまとめている。その報告では、発達障害については、集団の場面で観察することにより、保護者より保育所関係者が発見することが多い実態や、担任による細かな配慮や全職員で配慮する保育体制による保育が多く行われている状況が明らかにされた。幼稚園と保育所の約8割に配慮児が在籍している状況や、保育所では2・3歳児クラスで診断される子どもが多く、幼稚園よりも早く

発見される状況も明らかになった。

渡邊ら(2009)³⁾は、教育委員会が特別支援教育の推進の中で、幼稚園や保育所に対して、発達障害の園児に対してどのように対処し、幼稚園や保育所が実際にどのような取り組みをしているのかの調査を行った。人員配置や巡回相談の設置等の実施、ケース会議の実施、保護者への教育相談の実施などの状況について明らかにし、今後の整備の必要性を唱えている。

発達障害の早期発見に関しては、特に、保育士の役割の重要性が指摘されている。平成21年3月に発表された厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課の「乳園児健康診断に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果～関連法令と最近の厚生労働科学研究等より～」(2009)⁴⁾では、0歳児であっても他の園児との違いなどに保育士が気づくことが少なくないことを報告している。また、松山(2006)⁵⁾も、多くの保育士が発達障害の園児の保育体験を認識していることを報告している。

以上のような状況から、今後、0歳児からの集団保育を実施している保育所における発達障害の子どもの早期発見・早期対応、支援体制の構築、保護者や関係機関との連携などについて検討していくことが必要である。

2. 研究内容

(1) 研究の目的

本研究では、0歳児からの保育を実施している認可保育所の内、都内の公立保育所における発達障害の子どもや個別の配慮が必要な子どもへの具体的な支援の実態を明らかにして、今後必要となる対応の方向性を検討するとともに、保育所経営・運営上の課題などを検討することを目的とする。

(2) 調査方法

都内全公立保育所(公立保育所認可をもつ認定子ども園を含む)を対象に、2010(平成22)年6月～8月に、「個別の配慮が必要な園児についての調査」のアンケート調査を実施した。主な調査項目は、保育所の規模等、入園時の実態調査の実施、入所している発達障害の子どもの実態、個別の配慮が必要な園児の特徴や気づいた時期・年齢、気づいた人、個別の配慮が必要な子どもへの対応状況、保護者や関係機関との連携、保育所での支援体制整備の状況、職員の研修の実施状況、成果のあった取り組みや対応事例などである。

3. 結果

都内公立保育所926ヶ所にアンケートを配布し、281所(30.3%)から有効な回答を得た。保育所の規模は「101～120」名在籍しているところが87ヶ所(31%)と一番多かった。なお0歳児保育実施保育所は164(58.4%)であった。回答者は「園長」が220ヶ所(78.6%)と一番多かった。

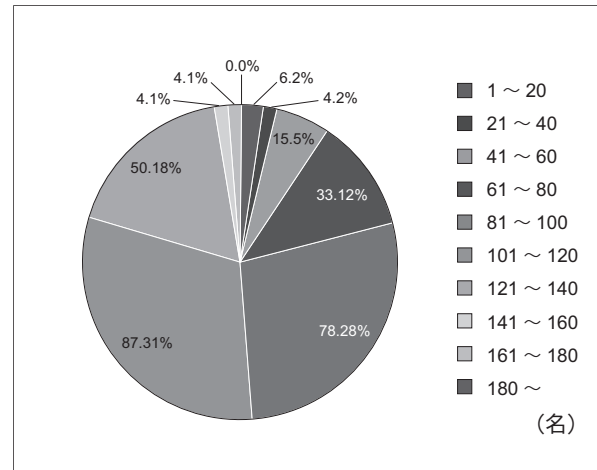


図1 回答した保育所の在籍園児数の内訳

以下、調査結果である。

(1) 入園時の実態調査の実施について

図2のとおり、回答のあった277園中、259園(93.5%)の公立保育所で実態調査を実施していた。また、実態調査の方法としては、図3のとおり、一番多いのが、「保護者に調査記録の記入をお願いする」方法の221回答(85.3%)であった。次いで、「保護者との面談により保育士が調査記録を作成する」方法の174回答(67.2%)であった。自由回答では「健康診断」「園長・保育士・看護師面談」「就学支援委員会・発達支援委員会」等が見られた。

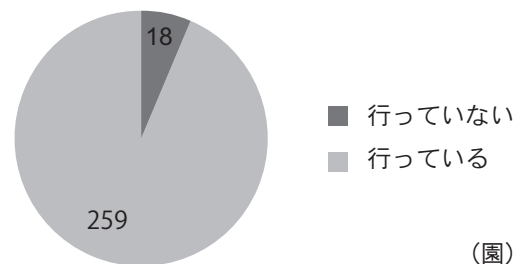


図2 入園時の実態調査の実施

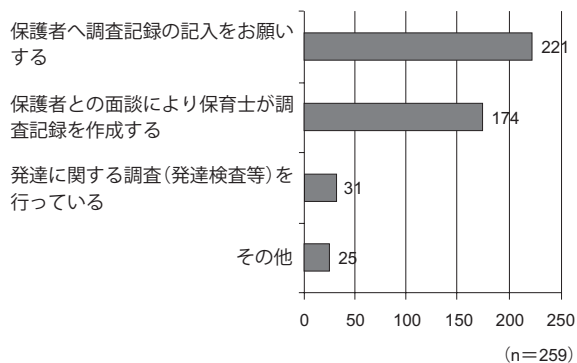


図3 実態調査の方法

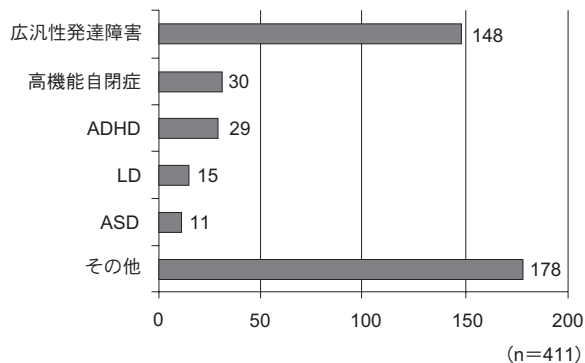


図5 発達障害に関わる診断を受けている園児の人数

(2) 診断を受けている園児について

図4には、障害についての診断を受けている園児の人数を年齢別に示した。0歳児4名(0.6%)、1歳児24名(3.4%)、2歳児69名(9.8%)、3歳児149名(21.3%)、4歳児203名(29.0%)、5歳児252名(35.9%)であり、合計で701名であった。1保育所当たりの園児数は約2.5人であった。年齢が高くなるにつれて診断を受けている園児の人数が増えていた。

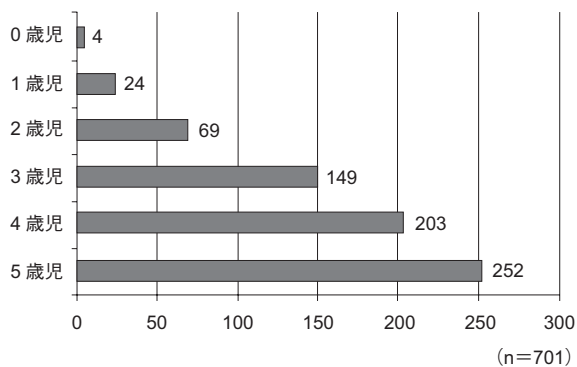


図4 診断を受けている園児の人数

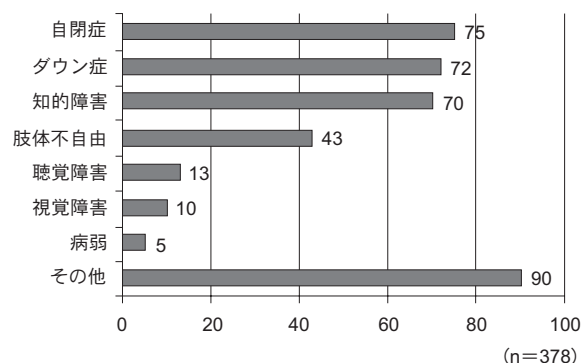


図6 その他の障害に関わる診断を受けている園児の人数

(3) 障害児保育事業の対象となる園児について

図7には、障害児保育事業の対象となる園児について、年齢別の人数を示した。0歳児5名(1.0%)、1歳児12名(2.4%)、2歳児26名(5.3%)、3歳児102名(20.6%)、4歳児150名(30.3%)、5歳児200名(40.4%)であり、合計で495名であった。1保育所当たりの園児数は約1.8人であった。年齢が高くなるにつれて人数が増えていた。

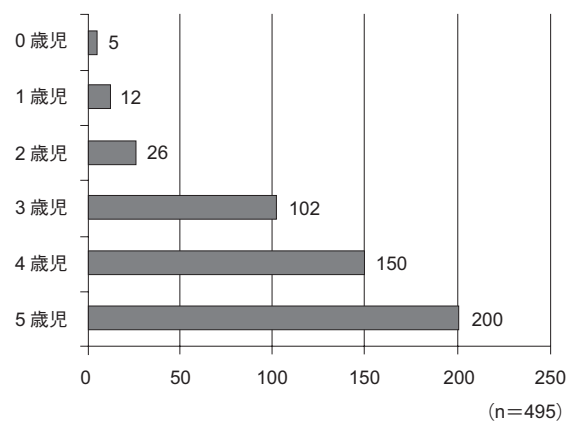


図7 障害児保育事業の対象となる園児の人数

また、図5には、発達障害に関わる診断別の園児の人数を示した。合計で411名であった。正式な診断名として、保育所で把握している中では、最も多かったのは「広汎性発達障害」148名(36.0%)であった。約3人に1人が「広汎性発達障害」と診断を受けていた。更に図6には、発達障害以外の障害を含めて、障害の診断を受けている園児の人数を示した。回答数は378であり、正式な診断名として保育所で把握している中では「自閉症」75名(19.8%)が一番多く、次いで「ダウン症」72名(19.0%)、「知的障害」70名(18.5%)の診断を受けている園児が多かった。その他発達障害に関わる診断では「言葉の遅れ」「自閉的傾向」「発達遅滞」等が、その他の障害に関わる診断では「脳性まひ」等が見られた。

(4) 個別の配慮が必要な園児の事例について

図8には、各保育所から、個別の配慮が必要な園児について、3名まで事例としてあげてもらった園児の年齢別人数を示した。6歳代29名(4.7%)、5歳代205名(33.3%)、4歳代185名(30.1%)、3歳代116名(18.9%)、2歳代58名(9.4%)、1歳代17名(2.8%)、0歳代5名(0.8%)であり、合計で615名があげられた。5歳代が最も多く、次いで4歳代が多かった。

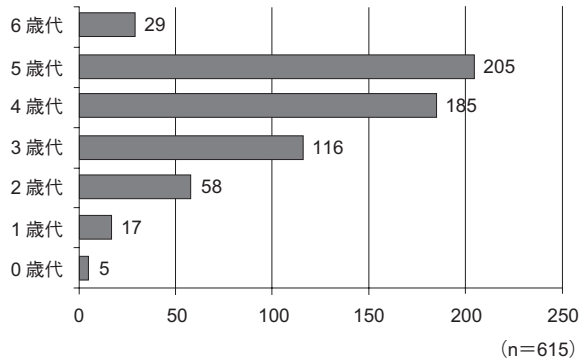


図8 個別の配慮が必要な園児の事例数(年齢別)

図9には、個別の配慮が必要な園児について、各事例の特徴を示した。特に多くの指摘がされているのは、園児期における「動きが多い」(235)、「集団行動ができない」(222)、「こだわり」(219)、「人との関わりが苦手」(204)、「不器用」(191)、「勝手な行動が多い」(181)、「注意散漫」(183)などであった(括弧内は回答事例数)。また、乳児期からの広汎性発達障害の特徴として指摘されている「視線が合わない」(154)ことの指摘も次いで多かった。

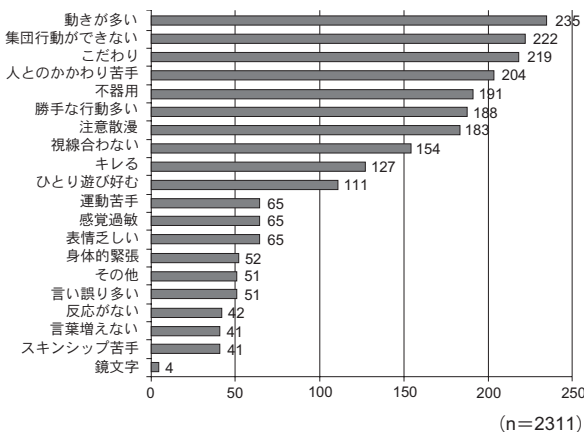


図9 個別の配慮が必要な園児の特徴

図10には、個別の配慮が必要な園児について、各事例の特徴を知った時期を示した。「入園前」が213回答(36.4%)と最も多く、次いで「入園後1ヶ月以内」に気づくことが144回答(24.6%)と多かつ

た。全事例の約6割(61.0%)が入園前と入園後1ヶ月以内に特徴に気づいていた。一方、全事例のうち「1年以上」も93回答と多く、15.9%は1年以上たってからでないとは特徴に気づけなかったとしている。

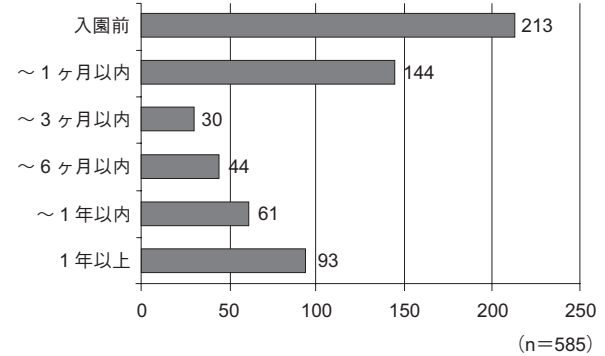


図10 個別の配慮が必要な園児の特徴に気づいた時期

図11には、個別の配慮が必要な園児について、各事例の特徴を知った人を示した。「保育士」が387回答と最も多く、全体の63.4%であった。「保護者」が149回答(24.4%)であり、保育者に次いで気づくことが多かった。

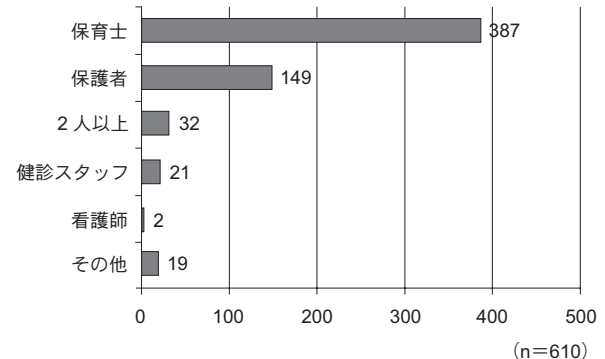


図11 個別の配慮が必要な園児の特徴に気づいた人

(5) 個別の配慮が必要な園児に気づいた際の対応について

図12には、個別の配慮が必要な園児に気づいた際の保育所での対応を示した。「専門家へ相談」する対応87ヶ所(36.1%)や「保護者に伝える」対応80ヶ所(33.2%)が多かった。また、「保育園で対応する」との回答は42ヶ所(17.4%)であった。この「保育園で対応」すると回答した保育所に関しては、その理由も合わせて質問した(図13)。「(個別の配慮に)対応した保育が可能」という理由(18ヶ所,42.9%)と、「(保護者の)理解が得られない」という理由(15ヶ所,35.7%)によるものが多かった。

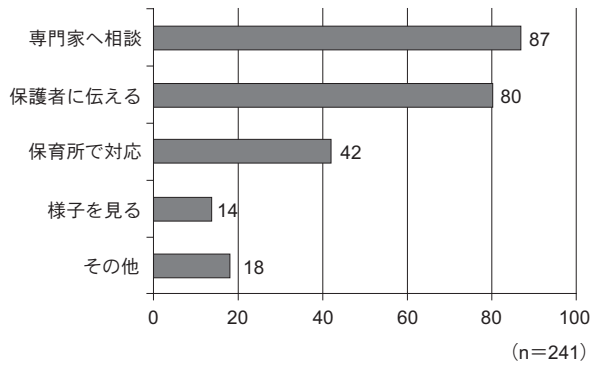


図 12 個別の配慮が必要な園児に気づいた際の保育所での対応

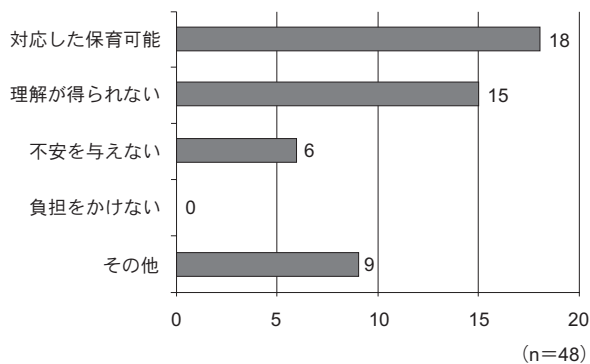


図 13 個別の配慮が必要な園児を保育所内で対応する理由

図 14 には、個別の配慮が必要な園児に気づいた際の保育所での対応として、保護者に伝える対応をする理由を示した。「保育や養育の共通理解を得るため」という理由が 55 ケ所 (59.8%) と最も多かった。

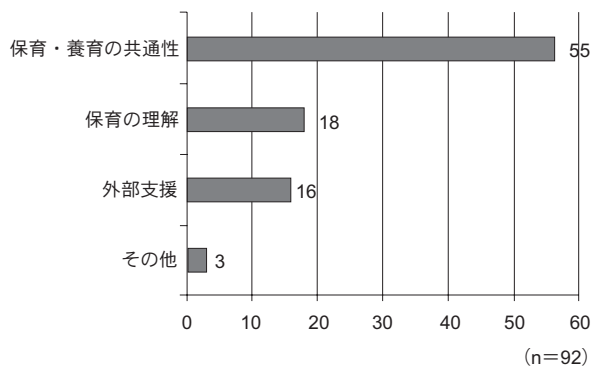


図 14 個別の配慮が必要な園児について保護者に伝える対応をする理由

また、保護者に伝える際に考慮していることとして、図 15 に保護者に伝える職員、図 16 に保護者に伝える場、図 17 に保護者に伝える際の配慮を示した。伝える職員としては、「担当保育士と園長」が 68 ケ所 (61.3

%) と 6 割を超え、担当保育士だけでなく園長も同席して保護者に伝えることが最も多いといえる。伝える場としては「面接等の設定」が 90 ケ所 (84.1%) であり、「保護者会等」は回答がなかったことから、8 割以上の保育所では個別の面談等を設定して、保護者に個別に伝えている姿が浮き上がった。伝える際の配慮としては、「マイナス表現を用いない考慮」が 66 ケ所 (61.9%) と最も多く、保育所側が配慮していることが示された。

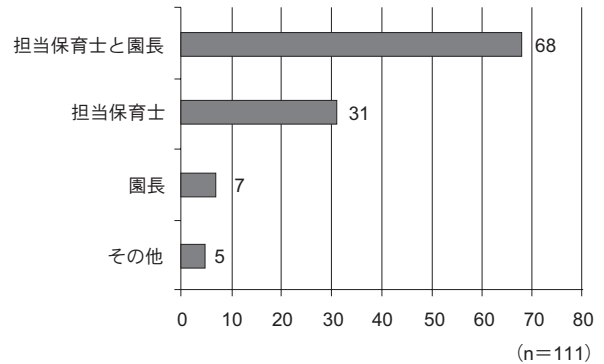


図 15 保護者に伝える職員

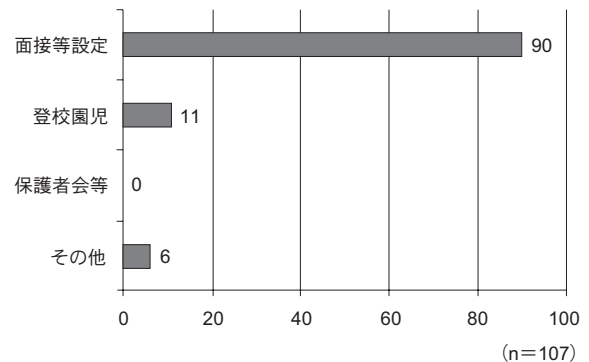


図 16 保護者に伝える場

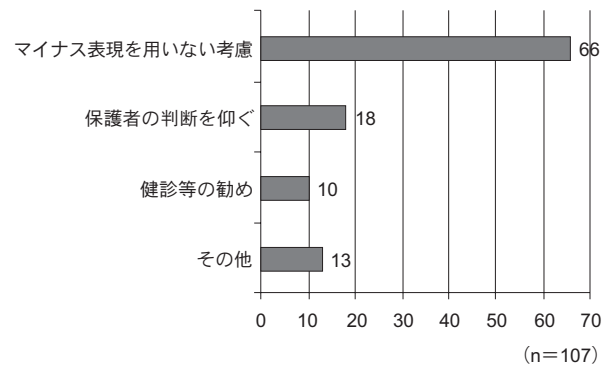


図 17 保護者に伝える際の配慮

図 18 には、個別の配慮が必要な園児の保護者に説明をした際の保護者の反応について示した。保育所

として困惑した反応のみの回答であるが、「問題と思わない」132ヶ所（51.4%）、「受け入れない」57ヶ所（22.2%）の回答が多く、この両項目で7割を越えており、保護者が問題と思わなかったり、受け入れなかったりする反応が多いと保育所側はとらえているようである。

その他では「慎重に言葉を選び話すものの、わが子が遅れている（皆と出来ない、問題がある）等に捉えてしまう」「保護者がおかしいと気づいたときにしか言わない」「保護者自身のメンタル面での状況により伝えることに難しさがあるとき」「保護者に精神的余裕がない」「保護者は状態を認めているが、対応しきれず、余裕がない」等の課題が見られるなか、「理解している保護者と、そうでない保護者がいるため、そのケースにより対応している」といった回答や「特に困惑したことはない」「保護者とは、常に共通理解をしているので困惑したことはない」といった回答も見られた。

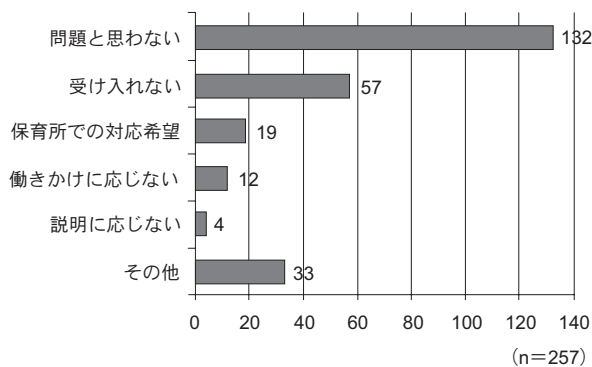


図18 個別の配慮が必要な園児の保護者に説明をした際の保護者の反応

図19には、保護者に発達障害について理解してもらう方法について示した。「定例的な保育参観の際の対応」233ヶ所（82.9%）、「個別に保育園での園児の様子を伝える対応」216ヶ所（76.9%）、「巡回相談を実施して」216ヶ所（76.9%）の対応が多かった。

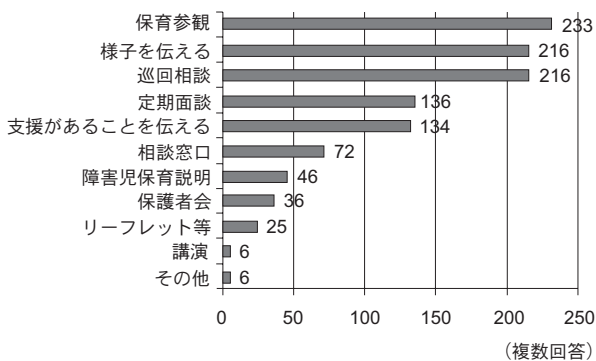


図19 保護者に発達障害について理解してもらう方法

(6) 個別の配慮が必要な園児に対しての具体的な対応について

個別の配慮が必要な園児に対して、全保育所で、グループや全体の保育の中で配慮を行っていた。図20には、具体的な配慮の内容を示した。「よりそう」が243ヶ所（88.0%）で一番多く、保育者との関係を築くことを重要と考えていることがうかがえる。

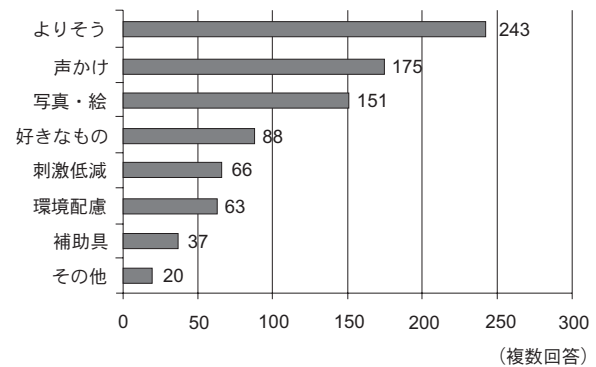


図20 個別の配慮が必要な園児に対する具体的な配慮

図21には、個別の配慮が必要な園児に対する保育所での具体的な支援体制を示した。園内で組織的な話し合いを実施している保育所が264ヶ所（95.3%）が最も多く、次いで、個別の指導計画を作成している保育所（82.7%）が多かった。担当職員の配置を工夫している保育所も59.6%と半数以上の保育所であった。

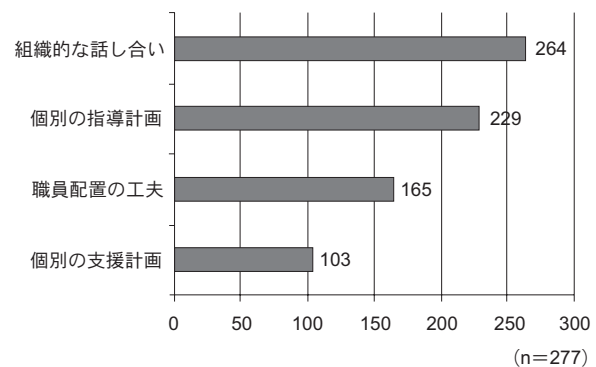


図21 個別の配慮が必要な園児に対する具体的な支援体制

図22には、個別の配慮が必要な園児に関するケース会議の実施について示した。117ヶ所（42.1%）は定期的実施し、145ヶ所（52.2%）は必要に応じて実施していた。

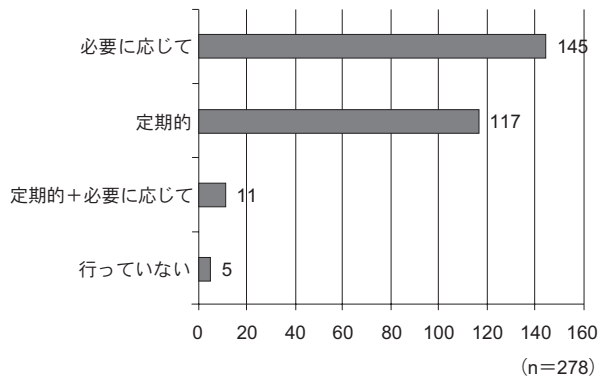


図 22 個別の配慮が必要な園児に関するケース会議の実施

図 23 には、コーディネーターの指名について示した。明確にコーディネーターを指名している保育所は、回答のあった 255 ケ所中 50 ケ所 (19.6%) と少なかったが、主担当を決めている 122 ケ所 (47.8%) を含めると 67.5% となり、全体としては組織的に対応している保育所の方が多い状況であった。また図 24 に示したように、指名職員として最も多かったのは園長 32 名 (45.1%) であった。さらに図 25 に示したように、主担当として機能している職員についても、168 人中 82 人 (48.8%) と半数近くが園長であった。

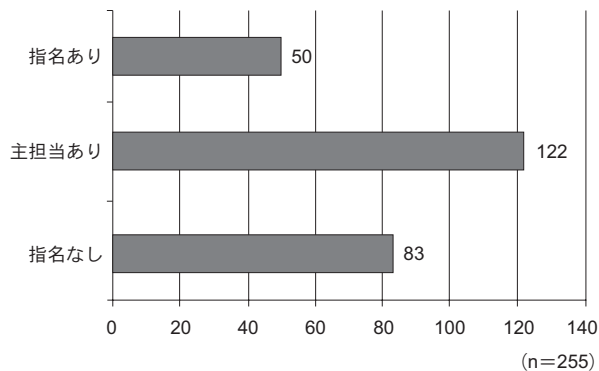


図 23 コーディネーターの指名

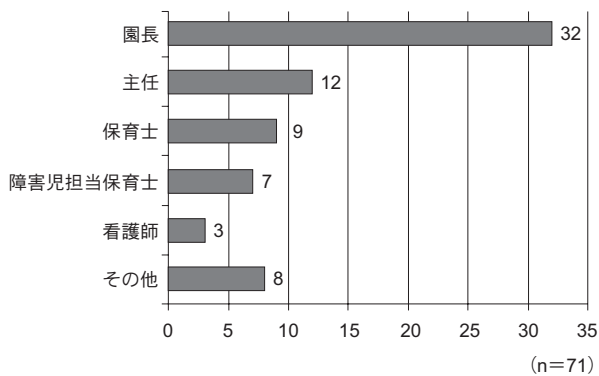


図 24 コーディネーターとして指名した職員

保育補助員などの配置について回答を求めたところ、217 ケ所 (81.6%) で補助員を配置していた。

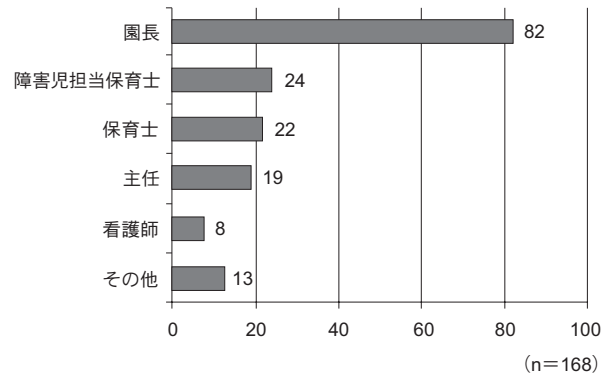


図 25 主担当の職員

補助員の配置の仕方に関しては図 26 に示したように、「個別の配慮を要する園児の支援」として位置付けている保育所が 195 ケ所 (89.9%) と「指導体制充実」75 ケ所 (34.6%) より多かった。

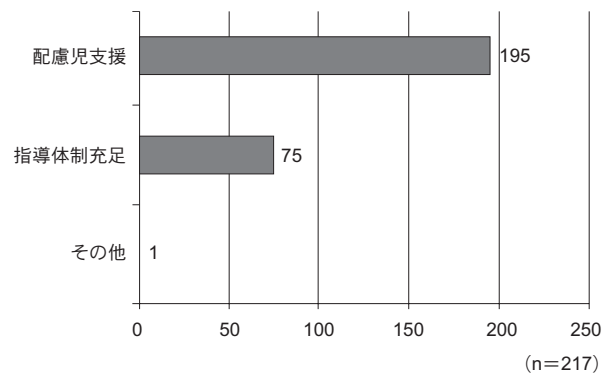


図 26 保育補助員などの配置の仕方

(7) 外部からの支援について

外部からの巡回指導の実施については、281 ケ所中 271 ケ所 (96.4%) が「行なわれている」と回答しており、ほとんどの保育所で実施されていた (図 27)。そして図 28 に示したように、特に「主管課」による巡回相談が 144 ケ所 (53.1%)、「療育機関」による巡回相談が 94 ケ所 (34.7%) と多かった。

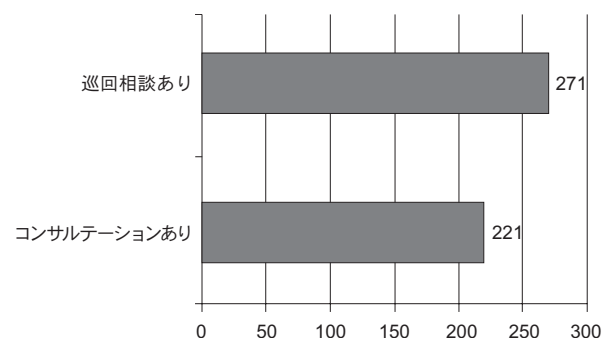


図 27 巡回相談及び外部からのコンサルテーションの実施状況

個別の配慮が必要な園児への対応の現状と課題について

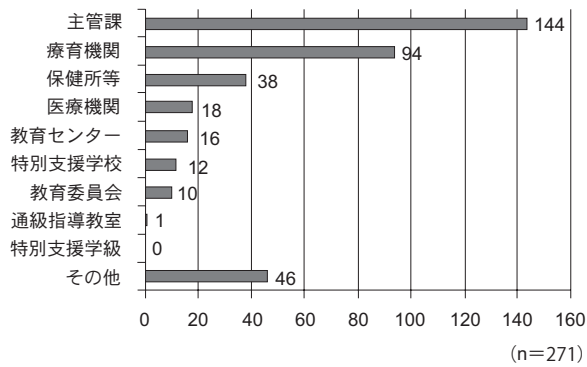


図 28 外部からの巡回指導の実施機関等

外部からの保育士に対するコンサルテーションの実施について示した。保育士に対して 271 ヶ所中 221 ヶ所 (81.5%) が外部からのコンサルテーションを受けていた (図 28)。図 29 のとおり「主管課」が 76 ヶ所 (34.4%)、「療育機関」75 ヶ所 (33.9%) からのコンサルテーションが多かった。なお本結果からは「特別支援学級」は巡回相談、コンサルテーションともに関わっていない状況にあった。

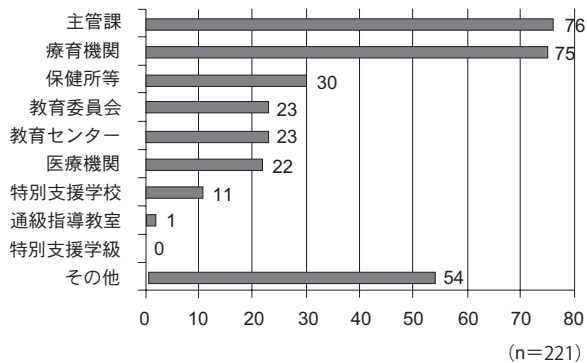


図 29 外部からの保育士に対するコンサルテーションの実施機関等

図 30 には、保育所が相談する外部機関について示した。最も多いのは「主管課」106 ヶ所であり、次い

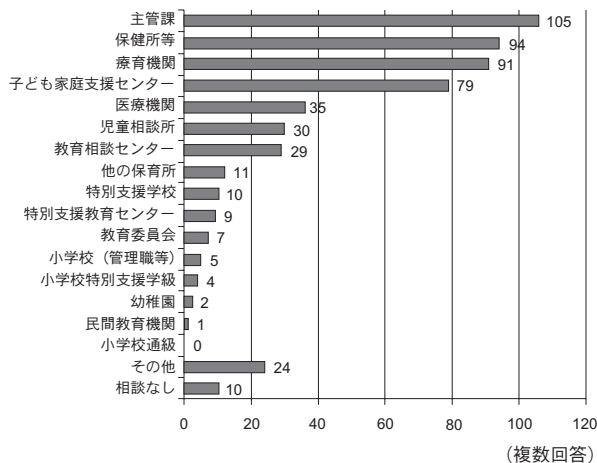


図 30 保育所が相談する外部機関

で「保健所等」94 ヶ所、「療育機関」91 ヶ所、「子ども家庭支援センター」79 ヶ所であった。

(8) 研修への参加について

保育所の職員の研修への参加について回答を求めたところ、回答のあった 278 園中 258 園 (92.8%) で研修に参加していると答えた。表 1 には、研修会の開催主体と研修に参加する職員について示した。主管課である「保育課等」が主催する保育士対象の研修会が最も多かった。研修に参加する職員は数でいえば保育士が一番多いものの、保育所内での園長・主任と保育士との比率を考えると園長や主任を対象とした研修会が多いのではないかと考えられる。

表 1 研修会の開催主体と研修に参加する職員

実施機関	開催主体	参加者				
		園長	主任	保育士	看護師	栄養士
実施機関	保育課等	117	104	209	53	13
	教育委員会等	17	14	52	5	2
	医療機関等	21	10	23	6	1
	保健機関等	15	17	64	38	4
	施設・療育機関等	16	24	64	9	0
	大学・研究機関等	16	6	35	2	0
	その他	38	27	70	14	5

(9) 個別の配慮が必要な園児に対する取り組みの成果について

図 31 には、各保育所での個別の配慮が必要な園児に対する取り組みの中で、成果 (良い変化) がみられたと思われるものの回答を求めた。「巡回指導の実施」が 221 ヶ所 (78.6%) と最も多く、巡回相談が個別の配慮が必要な園児に対する取り組みのよい変化が見られることとして保育所が一番実感していることが示された。次いで「保護者支援」174 ヶ所 (61.9%)、「外部研修への参加」138 ヶ所 (49.1%)、「保育補助員の

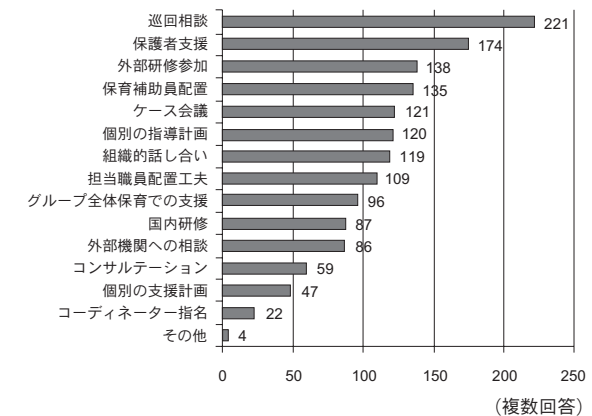


図 31 個別の配慮が必要な園児に対する取り組みの中で成果があったこと

配置」135ヶ所（48.0％）の成果をあげている保育所が多かった。

この設問の回答では「個別の支援計画の作成」47ヶ所（16.7％）や「コーディネーターの指名」22ヶ所（7.8％）については、よい成果が得られたとの回答が少ない。これは、そのような取り組みを実施している保育所が少ないため、その成果を感じることができないことによるものであると考える。

(10) 支援の必要な園児に対する支援についての意見や要望について

アンケート調査の中で、支援の必要な園児に対する支援についての意見や要望を自由記述で記入してもらったところ、52件の意見や要望が得られた。一番多い意見や要望は、保護者対応の難しさ（15件）であった。次いで、保育所での支援体制の整備（12件）、保護者支援の充実（9件）、職員の専門性向上（9件）、他機関との連携の充実（7件）に関する意見や要望であった。

4. 考察

(1) アンケート調査の結果についての考察

①入園時の実態調査の実施について

多くの保育所において、入園時に園児の実態調査を行っている。これは、実際にその他の記述の中では「健康診断」「園長・保育士・看護師面談」等が具体的に示されていたように、園児の家庭での健康状況や発育状況についての一般的な聞き取りや調査を実施しているものと考えられる。しかし、発達に関する調査等を別途実施している保育所が11.2％あることは、特筆すべきことである。その他の中に、就学支援委員会や発達支援委員会を実施しているとの回答があったが、今後、発達障害のある園児への対応や保護者との連携などの必要性から、入園児期からの実施が可能な簡易発達検査などの導入を検討していく区市町村や保育所が増えていくことが予想される。

②診断を受けている園児について

0歳児から5歳児までのいずれの年齢でも障害についての診断を受けている園児が在籍していた。5歳児が最も多く、年齢が下がるにしたがって障害の診断を受けている園児の数が少なくなっている。大きな特徴は、2歳から3歳にかけて園児数が2倍強になっていることである。この時期に障害の診断を受けることが多いことがうかがえる。また乳児保育実施園が少なく0歳児がほとんど在籍しておらず、1歳児も全体で5

％弱と在籍が少ないことから、このような早期からの診断は、まだ少ない実情である。

診断名については、「言葉の遅れ」「自閉的傾向」「発達遅滞」等の診断名が、入園児の段階において見受けられることが多い実態が明らかになった。発達障害に関する正式な診断名を得られない園児が多いことが予想される。しかし、正式な診断名に限定してみると、広汎性発達障害が最も多い診断名となっている。小学校段階における発達障害の種別の発生率と比べるとLD、ADHD、ASDの発見数が少ないが、学習面での特徴や行動面での特徴が顕著に表れる時期ではないために、診断数が少ないのが現状のようである。

その他の診断を受けている障害の種別でも、その他という回答が多く、その中身としては、「脳性まひ」が最も多かった。また、明確な障害名の診断としては知的障害やダウン症、自閉症、肢体不自由などが多くみられた。診断を受けた年齢をみると、障害の発見は年齢が高くなるにつれ多くなり、3歳児で急激に増える特徴がみられる。

東京都福祉保健局の統計調査（2010）⁶⁾によると、平成21年度の公立保育所の在籍園児数は、982園で94,459名であった。1保育所当たり約2.5人の障害についての診断を受けている園児がいることから、都内の公立保育所全体では、約2,500名の障害についての診断を受けている園児が在籍していることが予想される。また、そのうち、発達障害に関わる何らかの診断を受けている園児が411名いたことから、都内の公立保育所全体では、約1,500名の発達障害に関する診断を受けている園児が在籍していることも予想される。

③障害児保育事業の対象となる園児について

障害児保育事業補助の対象となる園児については、障害の診断を受けている園児数の増加に伴い、対象となる園児が同じように増えている。障害児保育事業補助の対象となるためには、確定した診断が必要であることによるものであろう。

④個別の配慮が必要な園児の事例について

個別の配慮が必要な園児が在籍している場合に、各保育所から3名まで事例を記入してもらった。合計615名の報告があった。入園児期の発達障害の特徴を基に、診断の有無にかかわらず報告してもらった結果であったが、1園当たり平均2名以上の報告があげられた。また報告された事例では4歳児と5歳児が多く、次いで3歳児となっていた。

各事例の特徴としては、行動面、対人関係面、情緒面など様々な側面からの特徴が指摘され、発達障害の

特徴の多面性が伺えた。特に多くの指摘がされているのは、入園初期における「動きが多い」「集団行動ができない」「こだわり」「人との関わりが苦手」「不器用」「勝手な行動が多い」「注意散漫」など、広汎性発達障害やADHDに多く見られる特徴が多かった。また、乳児期における広汎性発達障害の特徴として指摘されている「視線が合わない」ことの指摘も多く、早期発見の重要な手がかりとなっていることが伺えた。

これらの特徴について気づいた時期としては、入園前が一番多く、程度の差はあるかと思われるが、保護者や家族が入園前に気になっていた事例が少なくなかった。また、保育所に入園後も、1ヶ月以内に発見されることが多く、保育所での生活が始まってすぐに、何らかの気になる行動等が保育所で指摘されることも明らかになった。

さらに、1年以上たってから気づくことも少なくなく、特徴がとらえられない園児をじっくりと観察していく中で発見される園児も少なくなかった。

発達障害に気づいた人としては、保育士が保護者の3倍近く、圧倒的に多いことが明らかになった。

⑤個別の配慮が必要な園児に気づいた際の対応について

多くの場合、保護者に伝える対応や専門家への相談をする対応を早期に行っている保育所が多かった。また、保育所だけでの対応を行うと回答した保育所においては、2つの対応の理由に大別された。すでに同様の園児を保育していた経験などから、保育所の中での必要な対応の体制がとれていることによる対応である場合と、保護者に理解が得られなかったり、不安を与えないようにとの配慮などによる保護者対応であったりする場合である。これは、保育所の施設設備や体制の状況、また、個別の保護者対応の状況などによる違いであると考えられる。

多くの保育所において障害が発見されたり保護者から相談されたりした際には、担任会やケース会議等の検討を経て、保護者に伝えたり、専門家等に相談したりする対応をとっている。保護者への相談をしないで、なるべく保育所で対応するという回答も少なくなかったが、軽度の障害であったりするときの対応として、当面は保育所でとりあえずできる対応をしていくといったことではないかと考えられる。また、発見されたり疑いがあったりしたときに、行動が顕著になるまで様子を見ろといった対応は少なく、殆どの場合、すぐに保護者や専門家との連携を始めていくといったスムーズな対応を行っている実態が明らかになった。

また、保育所で園児の障害に気づいているが、保護者がまだ認識していないといった段階においては、保

護者の理解を得るまでに時間を要するため、当面、保育所で対応するといったことも考えられる。保育所の体制の中で、今までの経験などを通して、個別の配慮や支援ができるのであれば、とりあえず保育所の中での対応を行っていくとの考えもあると思われる。

外部の専門家に相談する理由としては、保護者との連携を図るために活用することが一番大きな理由である。直接指導や支援を得るというよりも、保護者との関係の中で、より客観的な事実や根拠を得て、保護者への説明や理解を得るための情報を集めるといった主旨での活用と思われる。

保育所で気づいていて、保護者へその事実等を伝えることは大きな課題である。保護者によって対応は大きく異なるが、説明を聞いても理解しようとしないう保護者や、理解しても保育所での対応を依頼する保護者など、様々な保護者との対応に苦慮されている状況が、記述回答の中に示されている。

特に、典型的な保護者の意識としては、園児の状態（行動特性）を個性等と捉え、問題とは思わない保護者が、約3分の2と圧倒的に多いことが分かった。園児の年齢にもよるが、保育所からの指摘に対して、家庭ではそれを問題視していないことの乖離が、保護者への説明の難しさの第一要因であることは特徴的である。

このような保護者との対応の状況について、保育所でも改善のための対応について工夫している保育所が多い。定例的な保育参観の際の対応、個別に保育所での園児の様子を伝える対応、巡回相談を実施しての対応が多かったが、さらに、講演やリーフレットでの啓発、専門家への相談の勧めなどにより、全体の保護者への啓発と、個別の働きかけの両方を実施していることが伺える。

また、多くの保育所で、すべての保護者に対して保育参観の機会を設定することを通して、園児の状態を保護者と共通理解する工夫を行っていることが明らかになった。

⑥個別の配慮が必要な園児に対しての具体的な対応について

保育所での個別の支援の具体的な内容については、全体指導の中で、支援者等が対象となる園児に寄り添って個別の支援を行っていく方法が多い。特に、声掛けを多くしたり、具体物や写真・絵などの教材を使って理解を促したりする方法をとることが行われている。また、環境への配慮や刺激への配慮、興味関心への配慮などについても、個別の配慮として行っていることが多い状況も明らかになった。

個別の配慮が必要な園児に対する保育所での具体的

な支援体制については、殆どの保育所で組織的な話し合いを実施していた。2008（平成20）年3月に告示された保育所保育指針において、障害のある子どもの保育に際しては、「……子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」と明記されているが、個別の指導計画を作成している保育所がすでに8割以上である実態が明らかになった。また、主管課との調整や人事配置に関わることもあるが、担当職員の配置を工夫している保育所が半数以上であった。今後さらに人的な配置などに関わる支援体制の整備の充実が望まれるところである。

個別の配慮が必要な園児に関するケース会議の実施については、定期的または必要に応じて実施している保育所がほとんどであった。職員の勤務時間や勤務形態などが小学校や幼稚園と大きく異なる保育所において、関係者が集まってケース会議を開催することは容易ではないと思われるが、工夫をして開催しているのではないかと伺えた。しかし、コーディネーターの指名となると、文部科学省が計画的に幼稚園における特別支援教育コーディネーターの指名を推進している状況と異なり、まだ、2割弱の指名となっている。文部科学省が発表した平成21年度特別支援教育体制整備等状況調査結果（2010）⁷⁾では、全国の公立幼稚園での特別支援教育コーディネーターの指名は82.7%であり、主担当を決めている保育所を含めても7割弱であることから、幼稚園とは大きく異なる状況にあることが明らかになった。また、園長がコーディネーターとして指名されることが最も多い状況にあることも、保育所の大きな特徴である。職員数が少ないことや、職員の勤務時間や勤務形態などによる理由も考えられるが、全園児を包括的に実態把握することのできる園長の役割が大きいことも推測される。

保育補助員などの配置については、全国的に公立幼稚園においては障害のある園児が在籍している場合には補助員等が配置されるといった人的な体制整備が進められてきている。今回の調査で、都内公立保育所の8割以上で、何らかの補助員等を配置している結果が分かり、保育所においても人的な体制整備が進んでいる状況が伺える。配置の仕方や基準などは区市町村によって異なるが、個別の配慮が必要な園児に対して、保育補助員などを配置する方法が多くとられている状況も伺えた。

⑦外部からの支援について

外部からの巡回指導は、殆どの保育所で実施していた。特に主管課による巡回相談や区市町村で委託した

り指定したりしている療育機関による巡回相談が多かった。また、保健所等による巡回指導を実施している保育所も1割以上あった。

外部からの保育士に対するコンサルテーションについても多くの保育所で実施していた。これは、巡回指導の際に併せて実施していることが多いと考えられる。

保育所が相談する外部機関としては、最も多いのは主管課であり、次いで保健所等、療育機関、子ども家庭支援センターであったが、いずれにしても、医療機関や福祉機関からの支援に比べて、教育機関からの支援がまだ少ない状況であり、就学支援や早期からの教育相談などの充実が必要と思われる。

⑧研修への参加について

保育所の職員の研修への参加は、殆どの保育所で実施している結果であった。主管課である保育課等が主催する保育士対象の研修会が最も多かったが、園長や主任、また看護師を対象とした研修会についても多く実施されている状況であった。研修内容にもよるが、直接的な対応の仕方だけでなく、支援体制の構築や支援システムの在り方、また、予算や人材に関すること、医療機関との連携など、様々な支援の在り方等についての研修も実施されている実態が伺える。

⑨個別の配慮が必要な園児に対する取り組みの成果について

約8割の保育所から巡回相談の実施の成果があげられた。個別の配慮が必要な園児への関わり方を直接指導助言してもらったり、保護者との対応に関するヒントをもらったりすることにより、よりよい支援ができるようになっている状況があると推測される。

保育所内での具体的な取り組みとしては、外部の研修への参加、保育補助員の配置、ケース会議等の開催など、保育所内での体制整備や関係機関との連携に関わる取り組みの成果が示されている。個別の指導計画については、8割以上の保育所で作成しているが、成果として挙げている保育所は約4割であり、今後、その実効性や課題を検証しつつ、活用方法についても検討が必要であると考えられる。

5. 今後の課題

本研究では保育所入園以前から気になっている園児の発見が数多くなされていること、就園後1ヶ月以内に気づかれる園児も多いことが明らかとなり、今後保育所における気になる子の受け入れ態勢の整備や、入園後に気づかれた園児への早期支援体制を保育所で整

備できるように、人的物的な環境整備を進めていかねばならないだろう。それに関連して、半数以上の保育所で0歳児保育を行なっており、1・2歳児保育もほとんどの保育所で行なわれているため、今後は保育所と保健所・保健センターとの連携がさらに重要になってくると思われる。3～4ヶ月健診や1歳6ヶ月健診、3歳児健診で気づかれた園児について保健所等と保育所が連携をとりつつ、情報共有しながらフォローアップ等の体制整備を進めていく必要があるといえるのではないだろうか。早期発見・早期支援に限らず、保育所では他機関からの支援が気になる子の支援に成果をあげているととらえていることから、今後保健所等他機関との連携の実態について、より詳細に検討を進めていくことが必要であり、今後の課題である。

参考文献

- 1) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 (2007)「発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究—中間報告書—」(特教研 C-67)
- 2) 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所(2008) 発達障害のある子どもの早期からの総合的支援システムに関する研究 研究報告書—発達障害支援グランドデザインの提案—」プロジェクト研究 (平成 18・19 年度) (特教研 C-78)
- 3) 渡邊健治・大伴潔・濱田豊彦・小笠原恵・田中謙 (2009)「幼稚園・保育所における特別な支援について—小1 プロブレム、幼保小連携を踏まえて—」SNEジャーナル 15 (1)、32-62.
- 4) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課ウェブサイト (2009)「乳園児健康診断に係る発達障害のスクリーニングと早期支援に関する研究成果～関連法令と最近の厚生労働科学研究等より～」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshihoken15/index.html>) (Last access:20110124).
- 5) 松山郁夫 (2006)「軽度発達障害幼児期の不適応行動に対する保育士の認識」佐賀大学文化教育学部研究論文集 11 (1)、123-131.
- 6) 東京都福祉保健局ウェブサイト「社会福祉施設等一覧 平成 22 年度版」(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/fukushi_shisetsu/shs_list/index.html) (Last access:20110124).
- 7) 文部科学省ウェブサイト「平成 21 年度特別支援教育体制整備等状況調査結果」(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1294016.htm) (Last access:20110124).